⑼　⑻により整理された送配電関連固定費用を、次の①から④までに掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1）　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

2）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの延契約電力の占める割合

3）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の延契約電力を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの延契約電力の占める割合

4）　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

5）　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

6）　三需要種別の発受電量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電量の占める割合

7）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとの発受電量の占める割合

8）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要の発受電量を合計した値のうちに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとの発受電量の占める割合

9）　三需要種別ごとに、1）の割合に2を、4）の割合に0.5を、5）の割合に0.5を、6）の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

10）　非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、2）の割合に2を、7）の割合に1を乗じて得た合計の値を3で除して得た値

11）　非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、3）の割合に2を、8）の割合に1を乗じて得た合計の値を3で除して得た値

②　送配電関連固定費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、送配電関連需要についての①9）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連固定費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、送配電関連需要についての①10）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電関連固定費用のうち、低圧配電費用を、送配電関連需要についての①11）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑽　⑻により整理された送配電非関連固定費用を、次の①から③までに掲げる基準により、三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。

1）　三需要種別の最大電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの最大電力の占める割合

2）　三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合

3）　三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合

4）　三需要種別の発受電量を合計した値のうちに三需要種別ごとの発受電量の占める割合

5）　三需要種別ごとに、1）の割合に2を、2）の割合に0.5を、3）の割合に0.5を、4）の割合に1を乗じて得た合計の値を4で除して得た値

②　送配電非関連需要については、当該事業年度における三需要種別の最大電力の合計値、三需要種別の夏期尖頭時責任電力の合計値、三需要種別の冬期尖頭時責任電力の合計値及び三需要種別の発受電量の合計値（以下この⑽において「実績合計値」という。）のそれぞれが直近の特定小売供給約款の認可等に当たり、小売料金算定規則第27条又は旧小売料金算定規則第19条の7において算定した原価算定期間中の各合計値（以下この⑽において「想定合計値」という。）を下回る場合においては、次に掲げる方法により、①の割合及び値を修正すること。

1）　想定合計値と実績合計値との差分（以下この⑽において「差分」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

2）　想定合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑽において「想定非特定需要」という。）並びに特定高圧需要及び特定低圧需要の合計需要（以下この⑽において「想定特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

3）　実績合計値の内訳として、非特定需要（以下この⑽において「実績非特定需要」という。）並びに特定高圧需要及び特定低圧需要の合計需要（以下この⑽において「実績特定需要」という。）を、それぞれの合計値において算定すること。

4）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を同値又は上回る場合は、実績非特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

5）　実績非特定需要が想定非特定需要と同値又は上回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、実績特定需要に差分を加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

6）　実績非特定需要が想定非特定需要を下回り、実績特定需要が想定特定需要を下回る場合は、差分を実績非特定需要差分と実績特定需要差分の比で按分し、それぞれの需要に加えることにより、①の割合及び値を修正すること。

③　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①5）の値（②において修正した場合にあっては修正後の値）により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑾　⑸及び⑹により整理された配電需要家費用及びネットワーク販売需要家費用を、送配電関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理し、⑹により整理されたネットワーク販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る三需要種別の口数の合計のうちに三需要種別ごとの口数の占める割合により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑿　⑻により整理された送配電関連可変費用及び送配電非関連可変費用を、次に掲げる基準により、三需要種別ごと並びに非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごと並びに非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

①　送配電関連可変費用（配電用変電サービス費用、低圧配電費用及び高圧配電費用を除く。）を、⑼①6）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

②　送配電関連可変費用のうち、配電用変電サービス費用及び高圧配電費用を、⑼①7）の値により、非特定需要（特別高圧需要を除く。）、特定高圧需要及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

③　送配電関連可変費用のうち、低圧配電費用を、⑼①8）の値により、非特定需要（特別高圧需要及び高圧需要を除く。）及び特定低圧需要ごとに、配分することにより整理すること。

④　送配電非関連可変費用を、⑽①4）の値により、三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。